

2. 環境改善事業

—生活指導による自立重生を目的とした宿泊施設—

地区的住民は低所得者であるがゆえに、1人当たりの住居面積が狭い不良住宅で、しかも日払いなどによく割高な家賃にあまんじなければならず。これがまた経済的、文化的な生活の健全な自立をさまたげていようが現状である。そこで、このような生活状態を改善し、更生への指導をおこなうため、定員世帯を対象とする宿泊施設として、昭和37年12月に愛勝寮（4人以下の家族を対象、定員6世帯）を設置し、さらに昭和40年6月には今池生活館（5人以上の家族を対象、定員6世帯）を建設し、入居期間中（1年6ヶ月）に勤労貢献の奨励、生活向上相談、各種講習会をおこない退去後の自立重生への指導をはなっています。

昭和35年8月に建設された馬淵生活館は、愛勝地区に隣接した浪速区馬淵町にあり、当時までの付近にまだ私鉄用地および都市計画用地に不法に探しバラック建てのスラム街を形成していた住民を、環境整備上立退かせ入居させるために建設されたもので、入居者には

入居期間はない。しかし、居住者に対する福利更生、生活指導をおこなうことによって生活態度が向上し、他の公営住宅等へ転居する家族もいる。

— 勝保事業 —

地区住民を対象とした各種の事業は重生相談所と西成市民館がおこなっている。重生相談所が毎年定期的におこなっている事業には、児童を対象としての自然博物館や電気科学館への社会見学、郊外へのハイキング、海水浴、クリスマス大会、夏の野外(公園)運動大会、秋の「老人の日」に独り住いのお年寄りを訪ねての慰問と、地区内で身寄りもなく淋しく七くなくされたかたの靈をなくさめる無縫仏の慰霊祭がある。なおこれらの事業をおこなうにあたり、地域団体の西成愛勝会が特に強力な推進援助を行っている。

西成市民館は勝保館として地域住民の会合、行事に対する会場を提供すると共に、定期の生花、茶道、書道、料理、民謡等各種講習事業を開催し、歓の茶屋福祉会と共に土曜市、映画会、演劇研究会「くよま座」、美術施設、老人憩いの家の運営および地域老人クラブ「憩暖」

食、の育成など各種の事業をおこなっています。なお、婦人を対象とした事業にあたっては、西成市民館婦人団体協議会（NWA）の積極的な援助が大きさをえています。

— 貯蓄よせん事業 —

地区内の労働者の大多数は、不定定な日雇労働に就労し、日々の報酬によって日々暮しの生活を送っていますのが実情である。そのため生活態度も“宵越しの金を持たない”主義となる、生活は著しく不定定である。そこでこのような生活から脱却させ、生活の安定をほかり、それが勤労意欲としてはねえることを目的として、昭和37年に貯蓄よせん事業を実施した。以来、あいりん銀行、の愛称で地区住民に親しまれ、日々取扱高および登録口座数も増加の一途を辿っている。

利用者の中には貯蓄高の増加により生活設計への意欲を高め、日雇から常用へ、さらには正社員へと更生した人々、あるいは預金を生業資金として自立したものもある。業務時間は労働者のニードにあわせ、は前

9時から午後6時までとし、利用者のペーツ時は午後
6時以降となつていい。

一 あいりん小・中学校と西成保健所分室

当所内には本市教育委員会所管のあいりん小・中学校
と環境保健局所管の西成保健所あいりん分室が設置され
ている。

あいりん小・中学校は諸般の事情から愛勝地区にいる
不就学状態の児童生徒を対象に、昭和37年に開設された
キッズアリ、一切の経費を公費で負担し、個々の児童生徒
の能力に応じた学習指導、生活指導により学校教育の目
標達成に努めている。なお諸条件が好転すればできる限
り地域の学校へ転学させよう指導している。

西成保健所あいりん分室は、環境衛生の立場から地区
内の関係施設に対し監視指導をおこなうと共に、地区住
民に対しては保健予防の立場から保健婦による訪問活動
や乳児検診、予防接種等を実施している。一方、地区行
動者に対しては愛勝地域の実状にふれさせ、更生相談所
と密接な連携を保ち、精神衛生法、結核予防法等の立
場から面接相談をおこない、必要な指導措置を講じている。

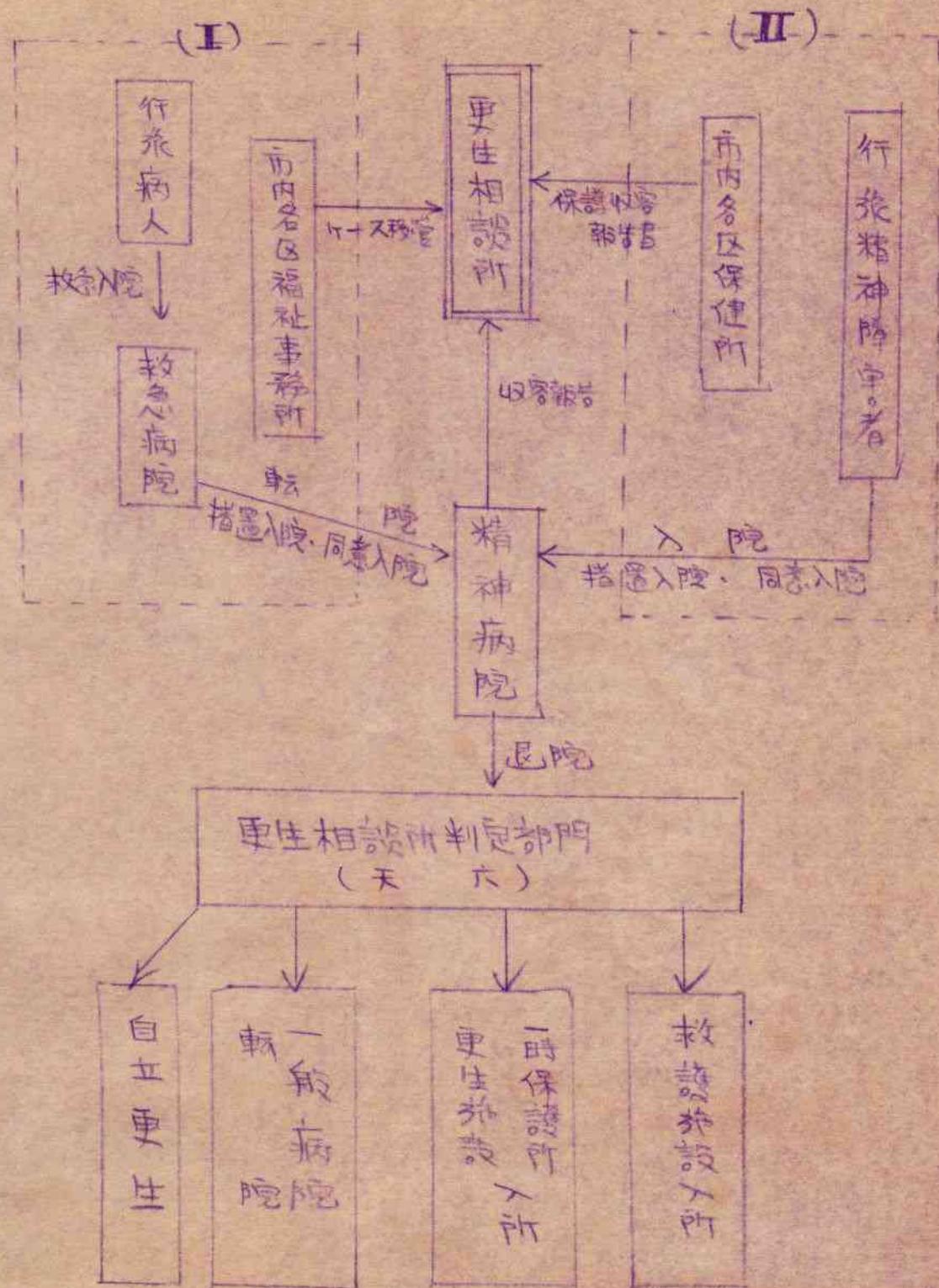
— 関係機関との連携 —

以上当所は民生福祉の立場から地区に対して諸施策を
おこなっているわけであるが、同じ環境改善とハラ目
的のもとに地区的ニーズ、整備をはかっている西成区役
所、西成警察署、西成保健所、西成消防署、あいりん
労働公共職業安定所、土木局南工管所、住吉清掃区事
務所、南地区公園事務所等地域を所管する関係機関を
らべに、西成労働福祉センター、大阪社会医療センター
とも随時連絡調整のための会合を持ち密接な連絡を
はかっている。

(エ) 行旅病人(居住地がない要保護者)が救急
車等で病院に入院し、福祉事務所で生保を適
用された患者のうち、精神障害を併存し精神病院
へ転院した患者のケースが当所へ移管されてくる。

(ア) 行き精神障害者(居住地やがないまたは明確
でない要保護者)が警察署または保健所から精
神病院へ入院したとき保健所が心保護收容報は書、
病院より生保申請、收容報告を当所が受理し、必要に応じて生保を適用

行 旅 移 带 関 係 系 統 四



④ 統計

卷六十一

上段：更生根部
下段：-日得

措置狀況

上段：更生相輔助 下段：時報轉印

事項 月	一精神病院		精神 病	施設送致		收 費 支 援 金	法 外 援 護	保 育 部	說 得 下	年 份 下	計
	一 般 病 院	核		件	一 時						
4/8/16	30	20	13	79	4	0	66	51	101	2	326
5/31	6	9	0	14	23	22	0	6	52	0	120
6	14	33	26	103	11	0	60	59	103	64	689
7	23	3	0	23	24	31	0	8	76	6	312
8	61	27	26	86	13	0	83	80	109	180	636
9	14	7	4	27	8	34	4	9	55	39	314
10	53	39	18	81	10	0	19	40	104	164	618
11	8	4	2	24	8	18	7	2	26	33	108
12	121	68	33	168	37	0	66	91	226	223	163
13	18	1	1	51	25	66	10	8	116	40	336
14	37	40	11	96	81	0	47	60	271	246	939
15	13	2	3	51	6	52	6	1	59	33	206
16	34	42	12	121	30	0	31	35	288	199	848
17	9	3	2	28	7	32	4	4	51	37	181
18	61	44	9	108	20	0	27	21	208	126	741
19	11	1	3	28	4	22	20	8	51	29	189
20	141	331	143	241	250	0	347	414	1030	1032	6074
21	99	30	16	280	114	304	42	44	549	216	1694
計	650	361	163	1121	364	304	399	558	2329	1469	2368

愛 隅 地 区 越 年 励 第

(昭和46年末年始の愛隅地区における無宿労働者
に対する宿所提供等応援譲付費)

事 月 日	相 助 者 数	施 置 内 訳										支 給 額 度 合 金
		宿 所 送 致	食 費 支 出 額 支 給 額 支 給 額	被 保 護 者 支 給 額 支 給 額	幅 伸 延 費 支 給 額 支 給 額	上 基 づ く 機 運 賃 支 給 額 支 給 額	生 活 保 育 扶 助 支 給 額 支 給 額	自 力 不 可 能 支 給 額 支 給 額	飲 食 料 物 支 給 額 支 給 額	其 他 支 給 額 支 給 額		
12月 27日	152 (179)	92 23	44	2	1	6	21	21	17	17	1	2,370
28日	156 (173)	86 67	6	2	7	4	13	13	13	13	13	12,040
29日	212 (197)	140 12	3	0	6	6	12	12	12	12	12	10,410
1月 1日	71 (173)	42 12	2		1	10	4	4	4	4	4	3,640
2日	14	14										6,800
3日	40	40										16,100
4日	46	46										10,490
5日	40	40										10,440
6日	A	A										1,340
7日	4	4										900
計	273 (300)	260 296	14	A	19	46	40	40	40	40	40	82,340

注) 宿所送致の()内数字は宿所に実際届けた。

宿所送致で必要な場合は食費、交通費を支給

2. 爰 陵 署

小家族用(2~4人)の環境改善施設で、地区局はの住宅困窮者に1年6ヶ月の期限で、住使用料の宿所提供と生活指導を行なっている。この施設は、鉄筋土階建で、1階には西成警察署東田町派出所、西成愛情会生活指導室、3階には集会室がある。

使用料は次のとおり。

- 1) 月額 1,000円 (3帖、2室)
- 2) 月額 1,200円 (4.5帖 3室)
- 3) 月額 1,400円 (6帖 2室)
- 4) 月額 1,600円 (8帖、板間 4室)

山田量治郎氏所有の「山田ビル」を昭和32.2.8
宣収、改築して。